

個別要望事項

法人税関係

1. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内に改めること。

所得・消費税関係

2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。

所得税関係

3. 基礎的な人的控除の控除額を生活保護等の水準に引き上げること。

所得・法人税関係

4. 新設法人における定期同額給与の支給開始時期を柔軟化すること。

資産税関係

5. 事業を承継する後継者の相続税負担を軽減すること。
 - ・納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。
 - ・法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、一定の評価減制度を創設すること。
 - ・回収困難なオーナー貸付金の評価引下げなど、所要の措置を講じること。

その他

6. 印紙税を廃止すること。
7. 国民の理解が得られるような簡素な税制とすること。

要望書の作成にあたって

我々税理士は、数多くの企業や納税者と日々接し税制に対する意見や声を聞いています。東京税理士会（会員数約 24,000 人、以下「東京会」）は、企業、納税者や会員の税制改正に関する要望を踏まえ意見書を作成、理事会で議決し、日本税理士会連合会（以下「日税連」）へ提出しております。日税連では、全国 15 の税理士会より提出された意見書に基づき建議書を作成し、税理士法の規定に則り財務省や総務省をはじめとする関係省庁に建議しております。

本連盟では、東京会の意見書及び日税連の建議書をもとに、法改正に向けた活動を行っています。

《建議等》税理士法第 49 条の 11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

東京税理士会

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 ●ホームページ <https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 TEL.03-3356-4479 ●ホームページ <https://t-zeisei.jp/>